

消防団定期観閲式

つがる市消防団定期観閲式を開催します。当日はイオンモールつがる柏周辺道路の一部が交通規制されますのでご協力をお願いします。市民の皆さまのご観覧をお待ちしております。

▶日時：6月18日(日) 8時から

▶場所：イオンモールつがる柏駐車場

▶内容：服装点検、機械器具点検、分列行進、幼年消防クラブ演技、式典、玉落競技大会

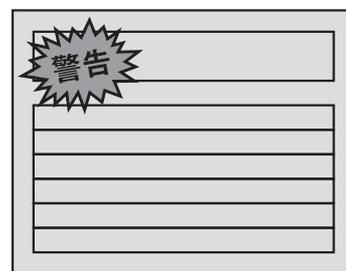
※天候により内容が変更になる場合があります。

【お問い合わせ先】消防本部警防課 電話42-7255 (内線245)

ごみ出しのルールを守りましょう！

ごみ集積場所に残されたままのごみは、地域の方が片付けています。自分の出したごみが近所に住む方に迷惑をかけているかもしれません。

- 市が配布している「ごみ分別の手引き」(QRコード)を確認して分別をお願いします。迷ったときは市民課までご連絡ください。
- つがる市指定のごみ袋に「地区名・世帯主名」を必ず書いて集積場に出してください。(コンビニ等の袋は回収しません)
- 収集日の朝8時30分までに出してください。
- ごみ袋を二重にしないでください。
- 分別が間違っている場合は収集できませんので、オレンジ色のシールを貼っています。持ち帰って分別し直してください。



【問い合わせ先】市民課 電話42-2111 (内線261)

オレンジ色のシール

西部クリーンセンターのごみ処理手数料を改定します

西北五環境整備事務組合では、ごみ処理経費負担の適正化およびごみの減量やリサイクル率の向上等を目的として、西部クリーンセンター(稲垣町繁田白旗11-1 ☎46-2141)へごみを直接持ち込むときの処理手数料を10月1日から改定します。

また、消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度が10月から導入されるため、処理手数料の会計処理を現行の税込処理から税抜処理に変更します。施設を利用される皆さまのご理解とご協力をお願いします。

現行の処理手数料	改定後の処理手数料
10kg当たり50円(税込)	10kgにつき100円(税抜)

※手数料は、上記に消費税相当分を加算した後、1円未満の端数を切り捨てた額となります。

※可燃ごみの量が10kgに満たないときは10kgとし、10kgを超えた量に端数があるときは、その端数を四捨五入して10kg毎に計算します。

【問い合わせ先】西北五環境整備事務組合施設課 電話0173-38-1205

結婚生活スタートアップ事業

結婚を機に始まる「新しい生活」を応援するため、住宅取得費、住宅リフォーム費用、賃貸物件の家賃、引っ越し費用および生活家電購入費を補助します。

主な要件	<ul style="list-style-type: none">令和5年3月1日～令和6年3月31日に婚姻した新婚世帯であること新婚夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること（貸与型奨学金を本人名義で返済している場合は、所得額から年間返済額を控除した額とします）夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること申請時に夫婦双方の住民票の住所が当該住宅の所在地となっていること3年以上継続してつがる市に居住する意思があること
対象経費	令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った以下の費用 ①新居の購入費用（建物のみ）、新築の費用 ②新居のリフォーム費用 ③新居の敷金、礼金、仲介手数料、家賃・共益費（各1カ月のみ） ※勤務先から住居手当が支給されている場合はその支給額を除きます。 ④引っ越し費用（引っ越し業者や運送業者に支払った費用） ⑤生活家電購入費用
補助額	対象経費①～④の合計金額 (1)夫婦共に29歳以下の場合：1世帯あたり上限60万円 (2)夫婦共に39歳以下で、(1)以外の場合：1世帯あたり上限30万円 (3)昨年度交付を受けた世帯：30万円から昨年度交付を受けた額を差引いた金額まで 対象経費⑤：1世帯あたり上限10万円
申請期間	令和6年3月31日まで（閉庁日を除く）

申請を希望される方は事前にご相談ください。詳細については、市ホームページ（QRコード）をご確認ください。

【問い合わせ先】 地域創生課 電話42-2111（内線361）



教育資金利子補給金の申請を受け付けます

対象者 次の全てを満たす方 ※休学または退学した場合は補助対象外となります。

- 令和4年度に大学（専門学校除く）で教育を受けた方の保護者または大学を卒業した方の保護者
- 市内に住所を有し、引き続き3年以上市内に在住する方
- 世帯全員が前年度の市税を完納している方

所得要件（世帯の年間合算総所得金額）

- ・1人在学の場合…500万円以下
- ・2人以上在学の場合…750万円以下

補助対象（在学生1人当たり）

㈱日本政策金融公庫、つがる市の指定金融機関および教育委員会が認める金融機関から借り入れした借入金限度額300万円以内かつ、利率年3%以内での計算利息額

※令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）の実支払い利息額以内を補助します。

提出書類（申請書へ添付するもの）

- ①在学証明書または卒業証明書（令和4年度卒業者）
- ②令和5年度所得証明書（一緒に住んでいる家族の分）
- ③納税証明書（非課税の方は非課税証明書）
- ④借用証書の写し
- ⑤償還計画表の写し
- ⑥利息支払い領収書の写し（通帳引き落としの写しまたは金融機関発行の利子支払証明書）

※申請書は、下記問い合わせ先にありますので提出書類を持参の上お越しください。

（市ホームページからもダウンロードできます。）

受付期間 6月1日(木)～6月30日(金)

【申し込み・問い合わせ先】 教育総務課 電話49-1200（内線623）